

こ支家第 310 号
令和 5 年 12 月 13 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁支援局長

地域こどもの生活支援強化事業の実施について

標記について、別紙「地域こどもの生活支援強化事業実施要綱」を定め、令和 5 年 11 月 29 日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

地域こどもの生活支援強化事業実施要綱

第1 目的

「こども未来戦略方針」に基づく、多様な支援ニーズへの対応策として盛り込まれた本事業は、多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、地域の実情を踏まえ、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによつて、こどもに対する地域の支援体制を強化することを目的とする。

第2 実施主体

- (1) 実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）とする。
- (2) 本事業については、市町村が中心となって実施するものであるが、市町村における事業実施体制の整備が困難な場合等については、都道府県は自ら事業を実施できるものとする。
- (3) 地域の実情に応じた具体的な施策を講じるに当たっては、地域の住民に身近な市町村が、都道府県と連携しつつ、積極的な役割を果たす必要がある。また、都道府県は、広域調整、市町村の後方支援、取りまとめの役割を果たす必要がある。そのため、実施主体となる都道府県等の責任の下に本事業を実施するものとする。
- (4) 都道府県等は、地域の実情に応じ、当該都道府県等が適切と認める民間団体（任意団体含む。以下同じ。）に事業の実施を委託又は補助により実施することができる。

第3 事業の内容等

都道府県等においては、地域の実情に応じて、次の（1）アからエまでの支援を組み合わせることを基本とし、これに加えて（2）の事業を実施することができる。

（1）地域こどもの生活支援強化事業

- ア ①こどもの食事の支援（こども食堂、こども宅食、フードパントリーなど）や、様々な機会・体験（学習教室、プレーパークなど）の提供を行う事業及び生活支援（文房具、生理用品など、こどもの生活に必要な物品の提供等）を行う事業
- ②長期休暇対応支援強化事業

(別紙)

①に関して、夏休み、冬休みなどの長期休暇期間における活動回数の増加を図る事業

- イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）を活用したこどもの居場所等の立上げを支援する事業（立上げ支援）
②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）
- ウ 相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこどもたちの支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業
- エ その他上記に類する事業

(2) 要支援児童等支援強化事業

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭に対して、こども食堂等の支援を行う民間団体等がこども等の状況を把握し、必要に応じて自治体（こども家庭センター等）に情報提供を行い適切な支援につなげる事業

第4 対象

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもをはじめとする多様かつ複合的な困難を抱えるこども等を対象とする。なお、対象とするこどもの範囲については、地域の実情に応じ、都道府県等において、定めるものとする。

第5 支援が必要なこどもや家庭への対応

- (1) 事業の実施にあたっては、こども家庭センター等の相談機関や、学校や放課後児童クラブ等との連携を図り、支援が必要なこどもや家庭の把握に努めること。
- (2) 支援が必要なこどもや家庭を発見した場合は、自治体や関係機関と連携して適切な対応を図ること。

第6 留意点

- (1) 長期休暇期間における地域でのこどもの生活支援を強化するため、食事の支援等について、長期休暇対応支援強化事業を積極的に活用して活動回数を増加できるよう努めること。
- (2) 事業の実施場所は、地域の実情に応じて、既存の福祉・教育施設など地域にある様々な場所の活用に加え、児童館、公民館など、こどもがアクセスしやすい場所での実施を図ること。また、良好な衛生環境、安全性等を確保すること。

(別紙)

- (3) 食事の提供を行う場合にあっては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。
- (4) 食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得るよう努めること。
- (5) 対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とし、事業の実施に係る関係行政機関の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。
- (6) 民間団体への補助の実施にあたっては、民間団体の運営に係る経費や恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。
- (7) 民間団体への補助の実施にあたっては、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託及び補助事業の実施対象者とはしないものとする。

第7 国の補助

国は、別に定めるところにより、本事業を補助するものとする。なお、他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。